

第1号様式 (第9条関係)

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の所在地	申請者 代表者名 対象施設名 電話

京都市民間保育園等への人件費等補助金要綱第9条の規定により、以下のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 0 円
- (内訳)
- | | | |
|--------|-----|--------|
| 保育士等 | 0 円 | 詳細は第2面 |
| 調理師等 | 0 円 | 詳細は第3面 |
| 事務員等 | 0 円 | 詳細は第4面 |
| 障害児加配分 | 0 円 | 詳細は第5面 |
- 2 事業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 3 添付資料 (1) 職員配置状況確認書
(2) 貸金総括表
(3) その他必要な書類

- 1 対象職種 保育士等
- 2 交付申請額 0 円
- 3 年間所要額

内 訳	金 額
【収入認定額】 人件費相当給付費（A”）①	円
支出総額	円
支出総額から控除する額	0 円
他事業補助分（※1）	円
補助対象外経費（※2）	円
【支出認定額】 人件費等支出額②	0 円
【補助上限額】③	0 円
基礎分	0 円
【独自取組対応分】	円
【補助金額（年額）】 ※（③－①）の範囲内において、 （②－①）の額を補助	0 円

※1：時間外保育事業、一時預かり事業、医療的ケア児保育事業 等
（要綱別表参照）

※2：国、府、民間団体等が実施する補助金 等（要綱第4条参照）

4 **【補助上限額】③のうち、「基礎分」の内訳**

補助算定時の職員数④（※3）				人
常勤比率⑤	（常勤）	80%	（非常勤）	20%
経験年数に基づく加算率⑥	経験年数		加算率	
補助の基礎単価⑦	（常勤）	5,172 千円	（非常勤）	3,189 千円
基礎分（④×⑤×⑥×⑦） ※非常勤は⑥除く	（常勤）	0 円	（非常勤）	0 円
「多様性」を受け入れ、「包摂性」のある保育の実践のための上乗せ				円

※3：障害児に係る加配職員を除く。

- 1 対象職種 調理師等
- 2 交付申請額 0 円
- 3 年間所要額

内 訳	金 額
【収入認定額】 人件費相当給付費（A”）①	円
支出総額	円
補助対象外経費（※）	円
【支出認定額】 人件費等支出額②	0 円
【補助上限額】 ③	0 円
基礎分	0 円
【独自取組対応分】	円
【補助金額（年額）】 ※（③－①）の範囲内において、 （②－①）の額を補助	0 円

※ 国、府、民間団体等が実施する補助金 等（要綱第4条参照）

- 4 **【補助上限額】 ③**のうち、「基礎分」の内訳

補助算定時の職員数	人			
常勤・非常勤の内訳④	(常勤)	0	(非常勤)	0
経験年数に基づく加算率⑤	経験年数		加算率	
補助の基礎単価⑥	(常勤)	4,492 千円	(非常勤)	3,019 千円
基礎額（④×⑤×⑥） ※非常勤は⑤除く	(常勤)	0 円	(非常勤)	0 円

- 1 対象職種 障害児加配
- 2 交付申請額 0 円
- 3 年間所要額

内 訳	金 額
【支出認定額】① (※)	円
【補助上限額】②	0 円
【補助金額(年額)】 ※②の範囲内において、①の額を補助	0 円

※保育補助者は含まない。

4 【補助上限額】②の内訳

補助算定時の職員数③	0.0						人
1号児童分、2・3号児童分の内訳	1号	人		2・3号	人		
補助の基礎単価④	1号	1人以下分※ (常勤相当)	1人超分	2・3号	1人以下分※ (常勤相当)	1人超分	
		1,900 千円	1,200 千円		5,172 千円	3,189 千円	
補助上限額 (③×④)	1号	円		2・3号	円		

※常勤相当単価の適用は、2・3号及び1号認定こどもに係る補助算定職員数の合算値の最大1人分までが対象。

様

京 都 市 長
担当 子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室
電話 075-222-3970

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日 付けで申請がありました標記補助金については、京都市民間保育園等への人件費等補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付~~・却下~~することを決定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付額 円

(内訳)

保育士等	円
調理師等	円
事務員等	円
障害児加配分	円

2 補助条件

- (1) 使途目的以外に使用しないこと。（職種間での融通は不可）
- (2) 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- (3) 要綱第13条第3項に基づき、過払いが生じた場合は返還を命ずる。
- (4) 事業の内容等を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (5) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (6) 事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (7) 交付に当たっては、市長の指定する日までに京都市民間保育園等への人件費等補助金実績報告書（第7号様式）に必要書類を添えて、実績報告を行わなければならない。
- (8) 前号の実績報告を行ったうえで、翌年度7月末までに、市長が認める場合を除き、法人決算書（資金収支計算書）等及び貸金台帳と一致した貸金総括表を提出しなければならない。
- (9) 補助の使途に関して明らかになるべき帳簿及び証拠書類を本年度終了後、5年間保管すること。
- (10) 上記各号のいずれかに違反した場合、又は要綱第17条第1項に該当する場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。

区 ()

第3号様式 (第12条関係)

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の所在地	申請者 代表者名 対象施設名 電話

京都市民間保育園等への人件費等補助金要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更の承認を申請します。

1 交付申請額 0 円

(内訳)

保育士等	0 円	詳細は第2面
調理師等	0 円	詳細は第3面
事務員等	0 円	詳細は第4面
障害児加配分	0 円	詳細は第5面

2 変更の内容

添付資料のとおり

- 3 添付資料 (1) 職員配置状況確認書
(2) 賃金総括表
(3) その他必要な書類

- 1 対象職種 保育士等
- 2 交付申請額 0 円
- 3 年間所要額

内 訳	金 額
【収入認定額】 人件費相当給付費（A”）①	円
支出総額	円
支出総額から控除する額	0 円
他事業補助分（※1）	円
補助対象外経費（※2）	円
【支出認定額】 人件費等支出額②	0 円
【補助上限額】③	0 円
基礎分	0 円
【独自取組対応分】	円
【補助金額（年額）】 ※（③－①）の範囲内において、 （②－①）の額を補助	0 円

※1：時間外保育事業、一時預かり事業、医療的ケア児保育事業 等
（要綱別表参照）

※2：国、府、民間団体等が実施する補助金 等（要綱第4条参照）

4 **【補助上限額】③のうち、「基礎分」の内訳**

補助算定時の職員数④（※3）				人
常勤比率⑤	（常勤）	80%	（非常勤）	20%
経験年数に基づく加算率⑥	経験年数		加算率	
補助の基礎単価⑦	（常勤）	5,172 千円	（非常勤）	3,189 千円
基礎分（④×⑤×⑥×⑦） ※非常勤は⑥除く	（常勤）	0 円	（非常勤）	0 円
「多様性」を受け入れ、「包摂性」のある保育の実践のための上乗せ				円

※3：障害児に係る加配職員を除く。

- 1 対象職種 調理師等
- 2 交付申請額 0 円
- 3 年間所要額

内 訳	金 額
【収入認定額】 人件費相当給付費（A”）①	円
支出総額	円
補助対象外経費（※）	円
【支出認定額】 人件費等支出額②	0 円
【補助上限額】 ③	0 円
基礎分	0 円
【独自取組対応分】	円
【補助金額（年額）】 ※（③－①）の範囲内において、 （②－①）の額を補助	0 円

※ 国、府、民間団体等が実施する補助金 等（要綱第4条参照）

4 **【補助上限額】 ③**のうち、「基礎分」の内訳

補助算定時の職員数	人			
常勤・非常勤の内訳④	(常勤)	0	(非常勤)	0
経験年数に基づく加算率⑤	経験年数		加算率	
補助の基礎単価⑥	(常勤)	4,492 千円	(非常勤)	3,019 千円
基礎額（④×⑤×⑥） ※非常勤は⑤除く	(常勤)	0 円	(非常勤)	0 円

- 1 対象職種 障害児加配
- 2 交付申請額 0 円
- 3 年間所要額

内 訳	金 額
【支出認定額】① (※)	円
【補助上限額】②	0 円
【補助金額 (年額)】 ※②の範囲内において、①の額を補助	0 円

※保育補助者は含まない。

4 【補助上限額】②の内訳

補助算定時の職員数③	0.0						人
1号児童分、2・3号児童分の内訳	1号	人		2・3号	人		
補助の基礎単価④	1号	1人以下分※ (常勤相当)	1人超分	2・3号	1人以下分※ (常勤相当)	1人超分	
		1,900 千円	1,200 千円		5,172 千円	3,189 千円	
補助上限額 (③×④)	1号	円		2・3号	円		

※常勤相当単価の適用は、2・3号及び1号認定こどもに係る補助算定職員数の合算値の最大1人分までが対象。

京都市指令子幼第 号
令和 年 月 日

様

京 都 市 長
担当 子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室
電話 075-222-3970

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金変更承認（却下）通知書

令和 年 月 日 付けで申請がありました標記補助金については、京都市民間保育園等への人件費等補助金要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認・却下することを決定しましたので、通知します。

記

1 変更後の交付予定額

	円
(内訳)	
保育士等	円
調理師等	円
事務員等	円
障害児加配分	円

2 補助条件

- 用途目的以外に使用しないこと。（職種間での融通は不可）
- 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- 要綱第13条第3項に基づき、過払いが生じた場合は返還を命ずる。
- 事業の内容等を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- 事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- 事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 交付に当たっては、市長の指定する日までに京都市民間保育園等への人件費等補助金実績報告書（第7号様式）に必要書類を添えて、実績報告を行わなければならない。
- 前号の実績報告を行ったうえで、翌年度7月末までに、市長が認める場合を除き、法人決算書（資金収支計算書）等及び貸金台帳と一致した貸金総括表を提出しなければならない。
- 補助の使途に関して明らかになるべき帳簿及び証拠書類を本年度終了後、5年間保管すること。
- 上記各号のいずれかに違反した場合、又は要綱第17条第1項に該当する場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。

区 ()

第5号様式(第12条関係)

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金支給中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の所在地	申請者 代表者名 対象施設名 電話

京都市民間保育園等への人件費等補助金要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり中止・廃止の承認を申請します。

- 1 対象職種 保育士等
 調理師等
 事務員等
 障害児加配

2 交付決定日 年 月 日

3 決定番号

4 中止・廃止年月日 年 月 日

5 中止・廃止の理由

--

第6号様式（第12条関係）

京都市指令子幼第 号
令和 年 月 日

様

京	都	市	長
担当	子ども若者はぐくみ局		
	幼保総合支援室		
電話	075-222-3970		

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました標記補助金の中止・廃止について、承認しましたので、京都市民間保育園等への人件費等補助金要綱第12条第4項の規定に基づき、通知します。

区 ()

第7号様式 (第13条関係)

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の所在地	申請者 代表者名 対象施設名 電話

京都市民間保育園等への人件費等補助金要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業実績

第2面、第3面、第4面、第5面のとおり

2 補助額

	補助金額※1	概算既交付額	精算額※2
保育士等	0 円	円	0 円
調理師等	0 円	円	0 円
事務員等	0 円	円	0 円
障害児加配	0 円	円	0 円
合計	0 円	0 円	0 円

※1：詳細は第2面、第3面、第4面、第5面

※2：合計欄において数値が△マイナスの場合は、補助金の返還となります。

3 事業年度 令和 年 月 日から令和 年 月 日

- 4 添付資料
- (1) 職員配置状況確認書
 - (2) 賃金総括表
 - (3) その他必要な書類

1 対象職種 保育士等

2 事業実績及び補助額

内 訳	金 額
【収入認定額】 人件費相当給付費（A”）①	円
支出総額	円
支出総額から控除する額	0 円
他事業補助分（※1）	円
補助対象外経費（※2）	円
【支出認定額】 人件費等支出額②	0 円
【補助上限額】 ③	0 円
基礎分	0 円
【独自取組対応分】	円
【補助金額（年額）】 ※（③－①）の範囲内において、（②－①）の額を補助	0 円

※1：時間外保育事業、一時預かり事業、医療的ケア児保育事業 等
（要綱別表参照）

※2：国、府、民間団体等が実施する補助金 等（要綱第4条参照）

3 ③のうち、「基礎分」の内訳

補助算定時の職員数④（※3）				人
常勤比率⑤	（常勤）	80%	（非常勤）	20%
経験年数に基づく加算率⑥	経験年数		加算率	
補助の基礎単価⑦	（常勤）	5,172 千円	（非常勤）	3,189 千円
基礎分（④×⑤×⑥×⑦） ※非常勤は⑥除く	（常勤）	0 円	（非常勤）	0 円
「多様性」を受け入れ、「包摂性」のある保育の実践のための上乗せ				円

※3：障害児に係る加配職員を除く。

1 対象職種 調理師等

2 事業実績及び補助額

内 訳	金 額
【収入認定額】 人件費相当給付費（A”）①	円
支出総額	円
補助対象外経費（※）	円
【支出認定額】 人件費等支出額②	0 円
【補助上限額】③	0 円
基礎分	円
【独自取組対応分】	円
【補助金額（年額）】 ※（③－①）の範囲内において、（②－①）の額を補助	0 円

※ 国、府、民間団体等が実施する補助金 等（要綱第4条参照）

3 ③のうち、「基礎分」の内訳

補助算定時の職員数①	人			
常勤・非常勤の内訳④	(常勤)	0	(非常勤)	0
経験年数に基づく加算率⑤	経験年数		加算率	
補助の基礎単価⑥	(常勤)	4,492 千円	(非常勤)	3,019 千円
基礎額（④×⑤×⑥） ※非常勤は⑤除く	(常勤)	0 円	(非常勤)	0 円

1 対象職種 事務員等

2 事業実績及び補助額

内 訳	金 額
【収入認定額】 人件費相当給付費（A”）①	円
支出総額	円
補助対象外経費（※）	円
【支出認定額】 人件費等支出額②	0 円
【補助上限額】③ ※④と⑤の低い方を採用	0 円
基礎分	0 円
独自取組分	円
【補助金額（年額）】 ※（③－①）の範囲内において、（②－①）の額を補助	0 円

※ 国、府、民間団体等が実施する補助金 等（要綱第4条参照）

3 ③のうち、「基礎分」の内訳

補助算定時の職員数④				人
経験年数に基づく加算率⑤	経験年数		加算率	
補助の基礎単価⑥	保育体制強化事業 活用の有無			
	補助の基礎単価⑥ ※上記活用の場合は、反映後の額	千円		
補助上限額（④×⑤×⑥）				0 円

1 対象職種 障害児加配

2 事業実績及び補助額

内 訳	金 額
【支出認定額】① (※)	円
【補助上限額】②	0 円
【補助金額 (年額)】 ※②の範囲内において、①の額を補助	0 円

※保育補助者は含まない。

3 【補助上限額】②の内訳

補助算定時の職員数③	0.0						人
1号児童分、2・3号児童分の内訳	1号	人		2・3号	人		
補助の基礎単価④	1号	1人以下分※ (常勤相当)	1人超分	2・3号	1人以下分※ (常勤相当)	1人超分	
		1,900 千円	1,200 千円		5,172 千円	3,189 千円	
補助上限額 (③×④)	1号	円		2・3号	円		

※常勤相当単価の適用は、2・3号及び1号認定こどもに係る補助算定職員数の合算値の最大1人分までが対象。

京都市指令子幼第 号
令和 年 月 日

様

京 都 市 長
担当 子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室
電話 075-222-3970

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金交付額決定通知書

令和 年 月 日 付けで実績報告がありました標記補助金について、
京都市民間保育園等への人件費等補助金要綱第13条第3項の規定に基づき、
下記のとおり補助金交付額を確定しましたので、通知します。

記

	補助金交付決定額 (A)	概算既交付額 (B)	精算額 (A - B)
保育士等	円	円	円
調理師等	円	円	円
事務員等	円	円	円
障害児加配	円	円	円
合計	円	円	円

※ 精算額の合計欄において、数値が△マイナスの場合は、補助金の返還となります。

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金精算報告書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の所在地	申請者 代表者名 対象施設名 電話

京都市民間保育園等への人件費等補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり精算の報告を行います。

記

1 補助金の収支決算

	補助金交付決定額 (A)	概算既交付額 (B)	精算額 (A - B)
保育士等	円	円	円
調理師等	円	円	円
事務員等	円	円	円
障害児加配	円	円	円
合計	0 円	0 円	0 円

2 事業の収支決算

収支決算書 (第2面、第3面) のとおり

3 添付資料

- (1) 収支決算書 (第2面、第3面、第4面、第5面)
- (2) その他必要な書類

1 対象職種 保育士等、調理師等、事務員等

2 事業の収支決算書

内 容		金 額
収入	人件費相当給付費（A”）	0 円
	うち、保育士等分	円
	うち、調理師等分	円
	うち、事務員等分	円
	京都市補助金（概算既交付分）①	円
	京都市補助金（精算分）	円
	その他収入	円
		円
	合 計	0 円
支出	人件費等支出額	0 円
	うち、保育士等分	円
	うち、調理師等分	円
	うち、事務員等分	円
		合 計
	差額	0 円

3 ①の内訳

内 容		金 額
収入	京都市補助金概算払第1回目（ / ）	円
	京都市補助金概算払第2回目（ / ）	円
	京都市補助金概算払第3回目（ / ）	円
		円
		合 計

1 対象職種 障害児加配

2 事業の収支決算書

内 容		金 額
収入	京都市補助金（概算既交付分）①	円
	京都市補助金（精算分）	円
	その他収入	円
		円
		円
	合 計	0 円
支出	人件費等支出額	0 円
	合 計	0 円
差額		0 円

3 ①の内訳

内 容		金 額
収入	京都市補助金概算払第1回目（ / ）	円
	京都市補助金概算払第2回目（ / ）	円
	京都市補助金概算払第3回目（ / ）	円
		円
	合 計	0 円

京都市指令子幼第 号
令和 年 月 日

様

京	都	市	長
担当	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室		
電話	075-222-3970		

令和 年度 京都市民間保育園等への人件費等補助金決定取消・変更通知書

令和 年 月 日第 号により交付決定を行った標記補助金について、京都市民間保育園等への人件費等補助金要綱第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の採決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。